

定額給付金の申請はお済みですか

定額給付金の申請期限は9月24日(木)です。期限を過ぎると申請ができなくなりますので、忘れずに申請してください。

また、申請書が届いていない方や申請書を紛失された方は、お問い合わせください。

▼申請方法 申請書、身分証明書と通帳のコピーを同封の『返信用封筒』に入れ申請してください。また、市役所(商工労政グループ)、各支所でも申請を受け付けています

※詳しくは同封の説明書などをご覧ください。

▼問い合わせ 定額給付金対策室 (商工労政G・☎852171)

都市計画道路事業のお知らせ

道路上登別室蘭線(中央通)の拡幅事業は、現在、富岸川に架かる富穂橋付近から総合体育館付近までの事業(1工区)を実施していますが、5月28日(木)から、高速道路登別室蘭インターチェンジ入口付近までの事業(2工区)に着手しています。

▼事業期間 5月28日～平成26年3月31日

▼関係図書の閲覧 都市計画・公園グループで、期間中の9時～17時30分(土・日曜、祝日を除く)



▼問い合わせ 都市計画・公園G (☎854115)

平成21年度排水設備工事責任技術者試験のお知らせ

日本下水道協会北海道地方支部は、排水設備工事責任技術者の全道統一試験と試験講習を行います。

▼試験日時 11月5日(木) 13時30分

※講習は10月に室蘭市で行います。

▼試験地 室蘭市

▼受験・受講料 受験料4千円、受講料3千円(テキスト代を含む)

※試験の合格者は日本下水道協会北海道地方支部に登録されます。

▼申し込み 9月1日(火)から10日(木) (ただし、土・日曜日は除く) までに下水道G (☎859052)

土砂災害防止法に基づく『土砂災害警戒区域』などの指定について

土砂災害防止法では、がけ崩れ、土石流、地すべりといった土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害の危険性のある区域を明らかにするとともに、必要な対策を推進し、総合的な土砂災害対策を講じることとしており、都道府県が基礎調査を行い市町村長の意見を聞いた上で、知事が『土砂災害警戒区域』、『土砂災害特別警戒区域』を指定することとしています。

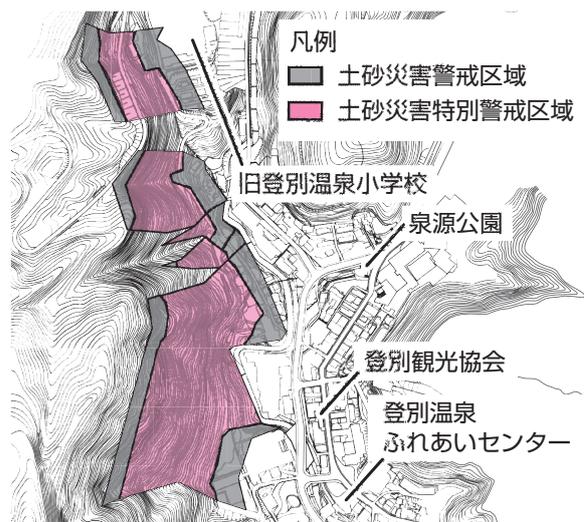
市内では、6月9日(火)より登別温泉町の次の区域が『土砂災害警戒区域』『土砂災害特別警戒区域』に指定されましたのでお知らせします。

○土砂災害警戒区域とは

土砂災害から生命を守るため、災害情報の伝達や円滑な避難誘導など、警戒避難体制の整備を図る区域です。

○土砂災害特別警戒区域とは

土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ住民に著しい危害が生じる恐れのある区域において、さらに、特定開発行為の許可制、建築物の構造規制、既存住宅の移転勧告などの対策を行う区域です。



問い合わせ
総務グループ (☎851130)



FMびゅ〜(84.2メガヘルツ)で市内のイベント情報やまちのトピックスを放送しています。毎週月曜日 7時57分、17時29分ごろ 問い合わせ 情報推進グループ (☎856586)